

事業概要説明シート（2）

【1 事業概要】

事務事業名	若者女性キャリアアップ促進奨励金	担当課	労働政策課																
根拠法令等	金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱	事業期間	平成 29 年度～(2 年目)																
事業内容	<p>■有期契約労働者、派遣労働者のうち、35歳未満の若者や45歳未満の女性を正規雇用へ転換した事業主に対し、奨励金を支給し、雇用の安定と確保を図る。</p> <p>○事業詳細</p> <p>1. 対象事業主 下記の①～④のいずれにも該当している事業主</p> <p style="margin-left: 20px;">①非正規労働者を正規雇用へ転換又は派遣労働者を正規雇用として直接雇用し、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の交付を受けていること</p> <p style="margin-left: 20px;">②対象労働者は金沢市内に住所を有する者であること</p> <p style="margin-left: 20px;">③対象労働者を正規雇用へ転換後、引き続き12ヶ月以上継続雇用していること</p> <p style="margin-left: 20px;">④対象労働者は、転換時において35歳未満の若者または45歳未満の女性であること</p>																		
	2. 交付額	(対象労働者1人あたり)																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">転換前</td> <td style="width: 15%;">転換後</td> <td style="width: 15%;">中小企業</td> <td style="width: 15%;">大企業</td> </tr> <tr> <td>有期労働</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>正規雇用</td> <td style="text-align: center;">25.0万円</td> <td style="text-align: center;">20.0万円</td> </tr> <tr> <td>無期労働</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>正規雇用</td> <td style="text-align: center;">15.0万円</td> <td style="text-align: center;">12.5万円</td> </tr> </table>		転換前	転換後	中小企業	大企業	有期労働	→	正規雇用	25.0万円	20.0万円	無期労働	→	正規雇用	15.0万円	12.5万円		
		転換前	転換後	中小企業	大企業														
	有期労働	→	正規雇用	25.0万円	20.0万円														
無期労働	→	正規雇用	15.0万円	12.5万円															
	※ 1事業所あたり転換者は5人まで																		
3. H30交付実績	2,375.0万円（81事業所、100人） [対象労働者内訳] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">中小企業</td> <td style="width: 15%;">大企業</td> <td style="width: 15%;">合計</td> </tr> <tr> <td>若者</td> <td style="text-align: center;">40人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">40人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td style="text-align: center;">55人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">60人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">95人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">100人</td> </tr> </table>				中小企業	大企業	合計	若者	40人	0人	40人	女性	55人	5人	60人	合計	95人	5人	100人
	中小企業	大企業	合計																
若者	40人	0人	40人																
女性	55人	5人	60人																
合計	95人	5人	100人																
	<p>【申請までの流れ】 (日付の例) 2018.10.1～ → 2019.4.1～ → 2019.10.1</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 非正規雇用者への キャリアアップ計画 (3～5年)の作成・提出 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 対象者が発生 (正規雇用へ転換) </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 6か月経過 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 国に申請 基準日から 2か月以内 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 6か月経過 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市に申請 12か月経過後 3か月以内 </div> </div>																		

【2 事業費および実績】

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 —	万円 —	万円 2,652.5	万円 2,375.0	万円 2,500.0
指標	—	—	111人	100人	—
交付者数	—	—	—	—	—

【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	非正規雇用労働者の雇用の安定や労働者の処遇改善のため、継続して実施する必要がある。			
二次評価	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	(こんなふうに見直していきます)			
—				

非正規労働者を正規雇用へ転換した場合



キャリアアップ助成金 ※正社員化コース

内容	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用等への転換を実施した事業主に対して助成金を支給		
助成額	転換内容	中小企業	中小企業以外
	①有期→正規 (1人あたり)	57万円(72万円)	42.75万円(54万円)
	②有期→無期 (1人あたり)	28.5万円(36万円)	21.375万円(27万円)
	③無期→正規 (1人あたり)	28.5万円(36万円)	21.375万円(27万円)
	・正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む ※()内は生産性の向上が認められる場合の額 ・1年度1事業所あたり15人まで ・対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人あたり①9.5万円(12万円) ②③4.75万円(6万円)を加算 ・派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、1人あたり28.5万円(36万円)を加算 受給の際にはこの他にいくつか要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい		
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 Tel 076-265-4428		



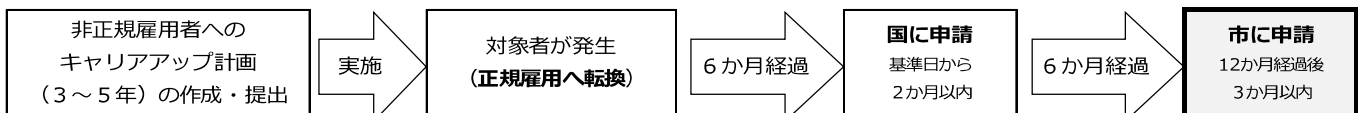
金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金

多様な正社員が新たに対象 (H31.4.1以降)

上記の①③のキャリアアップ助成金(正社員化コース※多様な正社員を含む)の交付対象となった労働者を12か月以上継続雇用している事業主に対し、奨励金を交付します。

対象	・平成28年4月1日以後に非正規労働者を正規雇用へ転換または直接雇用し、国のキャリアアップ助成金の交付を受けていること※多様な正社員については、正規雇用へ転換または直接雇用した日が平成31年4月1日以降に限る ・転換者が市内に住所を有する方であること(正規雇用への転換時点から) ・転換者が転換時において35歳未満の若者又は45歳未満の女性であること		
交付額	転換内容	中小企業	中小企業以外
	①有期→正規(1人あたり)	25万円	20万円
	③無期→正規(1人あたり)	15万円	12.5万円
	・1事業所あたり転換者は5人まで		
申請期間	正規雇用へ転換後12か月を経過した日から3か月以内		
問い合わせ先	労働政策課 Tel 076-220-2199		

【申請までの流れ】 (日付の例) 2018.10.1 ~ → 2019.4.1 ~ → 2019.10.1 から3か月以内



金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱

(平成 28 年 3 月 23 日決裁)

改正 平成 29 年 3 月 31 日決裁

平成 31 年 3 月 22 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者及び女性の有期契約労働者、派遣労働者等について正規雇用労働者への転換を促進し、雇用の安定を図るため、事業主に対し若者女性キャリアアップ促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有期契約労働者 期間の定めのある労働契約を締結する労働者をいう。
- (2) 無期雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用労働者以外の労働者をいう。
- (3) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。
- (4) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇をいう。以下同じ。）を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は 1 週間の所定労働時間が短い労働者を含む。
- (5) 対象労働者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 有期契約労働者から正規雇用労働者に転換された者で、その転換の日から引き続き本市内に住所を有する者
 - イ 無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換された者で、その転換の日から引き続き本市内に住所を有する者

ウ 派遣労働者から正規雇用労働者として直接雇用（派遣先の事業主から直接に雇用されることをいう。以下同じ。）をされた者で、その直接雇用の日から引き続き本市内に住所を有する者

(6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

（対象事業主）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象事業主」という。）は、次の各号の全てに該当する事業主とする。

(1) 平成28年4月1日以後において、次のアからエまでのいずれかの転換又は直接雇用を実施した事業主

ア 有期契約労働者について正規雇用労働者へと転換

イ 無期雇用労働者について正規雇用労働者へと転換

ウ 派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者に限る。）について正規雇用労働者として直接雇用

エ 派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者を除く。）について正規雇用労働者として直接雇用

(2) 前号に規定する転換又は直接雇用に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第2項に規定する正社員化コース助成金（以下「国の助成金」という。）の交付を受けたもの

(3) 国の助成金の対象となる対象労働者（転換又は直接雇用の開始日に満35歳未満の男性又は満45歳未満の女性に限る。）を転換又は直接雇用をした日から引き続き12月上雇用し、又はしていたもの

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とし、1対象事業主につき対象労働者5人を限度とする。

(1) 前条第1号アの転換又は同号ウの直接雇用を実施した場合 対象労働者1人につき200,000円（対象事業主が中小企業者の場合にあつては、250,000円）

(2) 前条第1号イの転換又は同号エの直接雇用を実施した場合 対象労働者1人につき125,000円（対象事業主が中小企業の場合にあつては、150,000円）

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、対象労働者を転換又は直接雇用をした日から12月を経過した日から3月以内(3月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内)に金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象労働者を転換又は直接雇用をした日から6月を経過した日から12月を経過した日までの対象労働者の出勤簿の写し及び賃金台帳の写し
- (2) 金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付申請内訳書(様式第2号)
- (3) 国の助成金の支給決定通知書の写し
- (4) その他市長が別に定める書類

(奨励金の交付決定の通知)

第6条 市長は、交付申請書及びその添付書類を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の支払)

第7条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(金沢市キャリアアップ促進奨励金公布要綱の廃止)

- 2 金沢市キャリアアップ促進奨励金交付要綱(平成26年4月1日決裁)は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前において、前項の規定による廃止前の金沢市キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条各号のいずれにも該当する事業主に係るキャリアアップ促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日決裁）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第4号の規定は、この要綱の施行の日以後に金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用（以下「転換又は直接雇用」という。）をされた者に係る若者女性キャリアアップ促進奨励金（以下「奨励金」という。）について適用し、同日前に転換又は直接雇用をされた者に係る奨励金については、なお従前の例による。